

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁

様

令和 4年 11月 8日

申請者氏名 (有)高山金属 代表取締役 高山 博行

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】(有)カヤマキンゾク ダイョウトリシヤク カヤマ ヒロユキ

【ロ. 氏名】 (有)高山金属 代表取締役 高山 博行

【ハ. 郵便番号】 890-0072

【ニ. 住所】 鹿児島県鹿児島市新栄町25-20

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級)建築士(建設大臣)登録第 182063 号

【ロ. 氏名】 岡元 繁喜

【ハ. 建築士事務所名】(一級)建築士事務所(鹿児島県)知事登録第 1-1-108 号
(有)オカモト都市設計

【ニ. 郵便番号】 891-0103

【ホ. 所在地】 鹿児島市皇徳寺台3-59-8

【ヘ. 電話番号】 099-264-1174

※手数料欄 160,000円			
法第51条ただし書き			
※受付欄 4.11.8 年 月 日	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄 年 月 日
第 45 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印

【1. 地名地番】鹿児島県鹿児島市七ツ島一丁目102番の一部, 104番

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 (法22条区域)

【5. 道路】

【イ. 幅員】 12.000 m
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 165.063 m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (8,550.31 m²) (m²) (m²) (m²)
 (2) (m²) (m²) (m²) (m²)
 【ロ. 用途地域等】 (準工業地域) () ()
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (200.00 %) (%) (%) (%)
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 (60.00 %) (%) (%) (%)
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (8,550.31 m²)
 (2) (m²)
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200.00 %
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70.00 %
 【チ. 備考】 角地緩和

【7. 主要用途】 (区分 08620) 廃棄物処理施設

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築面積】 (1,008.00 m²) (m²) (1,008.00 m²)
 【ロ. 建蔽率】 11.79 %

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築物全体】 (1,196.81 m²) (m²) (1,196.81 m²)
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ホ. 自動車車庫等の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ト. 蓄電池の設置部分】 (m²) (m²) (m²)
 【チ. 自家発電設備の設置部分】 (m²) (m²) (m²)
 【リ. 貯水槽の設置部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ル. 住宅の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ヲ. 老人ホーム等の部分】 (m²) (m²) (m²)
 【ワ. 延べ面積】 1,196.81 m²
 【カ. 容積率】 14.00 %

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月】 令和 5年 2月 1日

【13. 工事完了予定年月】 令和 5年 4月 1日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 鉄骨造
一部

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 14.580 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 13.000 m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(F02 階)	(08620)(廃棄物処理施設)	(188.81 m ²)	(m ²)	(188.81 m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
(F01 階)	(08620)(廃棄物処理施設)	(1,008.00 m ²)	(m ²)	(1,008.00 m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
(階)	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
(階)	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
(階)	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)

【ロ. 用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620)	(廃棄物処理施設)	(1,196.81 m ²)	(m ²)	(1,196.81 m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)
()	()	(m ²)	(m ²)	(m ²)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

令和4年11月4日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

申請者 鹿児島市新栄町 25-20
有限会社高山金属
代表取締役 高山 博行

申請理由書

この度、第2-70号(令和3年6月15日)で建築基準法51条ただし書き許可を受けた鹿児島市七ツ島一丁目102番の一部、104番の一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設の敷地の増加を計画しており、建築基準法51条ただし書きの規定による許可を申請いたします。

申請の理由については次の通りです。

1. 許可を要する理由

弊社は、昭和58年より(有)高山金属の屋号で金属類を主とした再生資源収集活動を行っております。

近年のリサイクル関連法令の整備に伴い、再生品と廃棄品に分別し、できるだけごみを減らそうという流れがあることから、顧客のニーズに対応し、より多くの再生品と廃棄物の分別に対応できるように、第2-70号で許可を受けた破碎施設の敷地を増加し、処理前物保管場所を多くする計画となっています。

なお、既存の処理施設の増築・設備の増設はありません。

2. 処理施設の主な内容

一般家庭、事業所等から排出される金属製品を収集し本施設に運搬し、破碎機により破碎を行い、鉄・非鉄金属等に分別したものを売却・処理するための施設です。

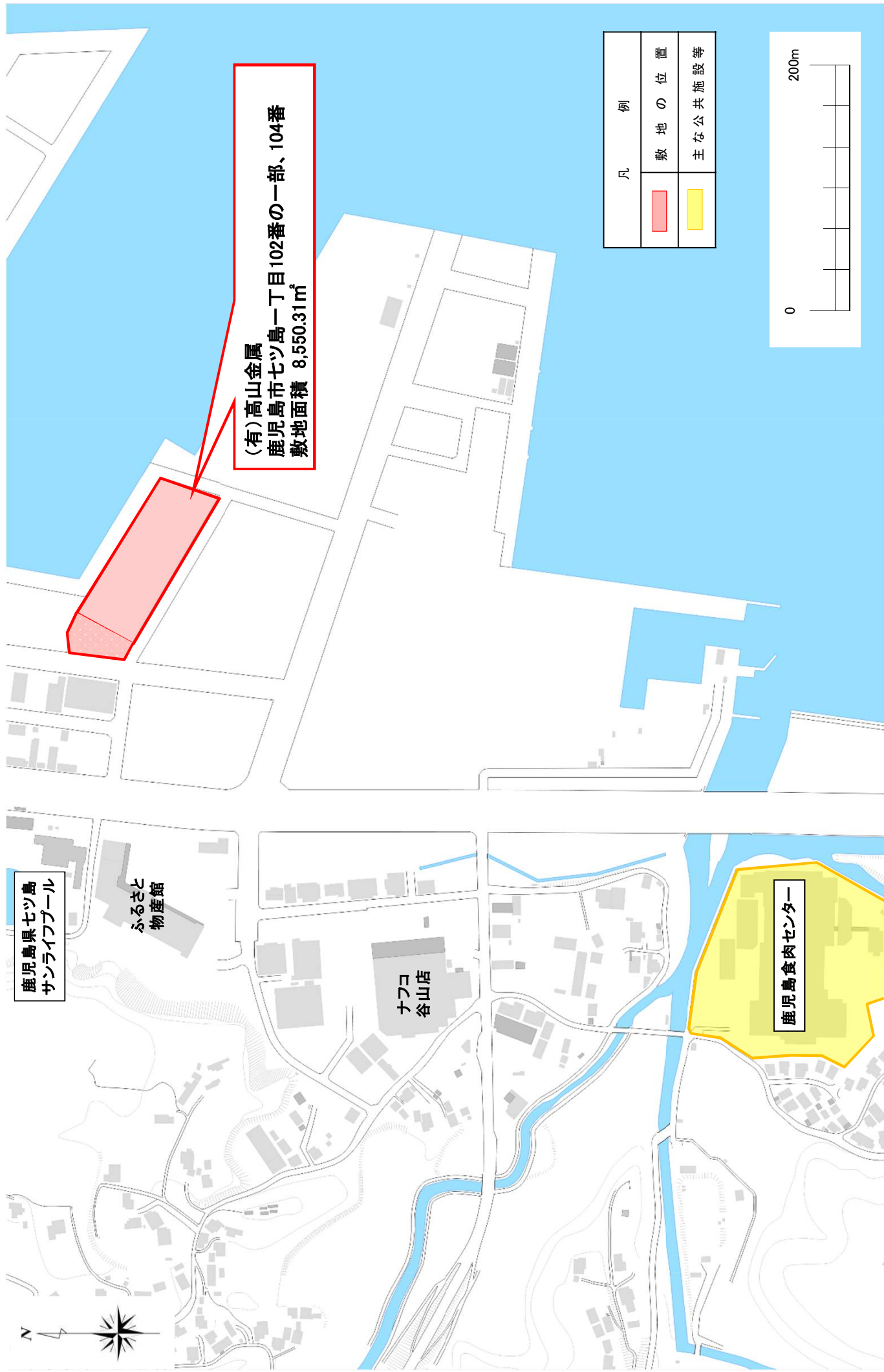
3. 周辺への影響

破碎施設設置に係る生活環境への影響について、第2-70号で提出した生活環境影響調査等の結果より、地域の生活環境に及ぼす影響は小さいと評価されており、今回の申請で増設される破碎設備がないので影響は変わらないと考えます。

4. 周辺への説明結果

敷地境界から100mの範囲内にある土地及び建築の所有者並びに使用者に、今回設置する施設の計画等について説明を行ったところ、特に反対の意見はありませんでした。

以上のことから、同施設の敷地の増加にご理解いただき、許可くださいますようお願い申し上げます。



(有) 高山金属
 鹿児島市七ツ島一丁目102番の一部、104番
 敷地面積 8,550.31㎡

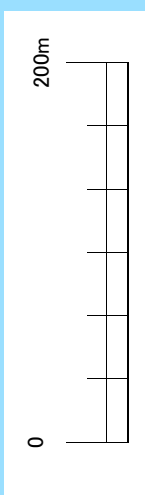
鹿児島七ツ島
 サンプライフボール

ふるさと
 物産館

ナフコ
 谷山店

鹿児島食肉センター

凡 例	敷 地 の 位 置	主 な 公 共 施 設 等
		
		



一般廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について

S=1:3000